

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠(項番)	移転先における用途
1	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課		児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	子ども未来局 児童相談所		
3	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	各福祉事務所 生活支援課		
5	保健福祉長寿局保健衛生医療部 精神保健福祉課		
6	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所清水支所		
7	子ども未来局 幼保支援課		
8	子ども未来局 児童相談所		
9	子ども未来局 子ども家庭課		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	各福祉事務所 子育て支援課		
11	保健福祉長寿局保健衛生医療部 感染症対策課	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	保健福祉長寿局健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター	11	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課		身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	各福祉事務所 生活支援課	12	
15	保健福祉長寿局保健衛生医療部 精神保健福祉課		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所清水支所	14	
17	保健福祉長寿局健康福祉部 福祉総務課		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	各福祉事務所 生活支援課	15	
19	財政局税務部 納税課		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	財政局税務部 滞納対策課		
21	財政局税務部 市民税課	16	
22	財政局税務部 固定資産税課		
23	財政局税務部 清水市税事務所		
24	都市局建築部 住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先	法令上の 根拠（項番）	移転先における用途
25	市民局 市民自治推進課	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	保健福祉長寿局健康福祉部 保険年金管理課	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	各区役所 保険年金課		
28	保健福祉長寿局健康福祉部 保険年金管理課	31	国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	各区役所 保険年金課		
30	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課	34	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	各福祉事務所 生活支援課		
32	都市局建築部 住宅政策課	35	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	危機管理局 危機管理課	36の2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	子ども未来局 子ども家庭課	37	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	各福祉事務所 子育て支援課		
36	総務局 職員厚生課	39	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	市民局 市民自治推進課	40	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	保健福祉長寿局健康福祉部 高齢者福祉課	41	老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	各福祉事務所 高齢介護課		
40	市民局 市民自治推進課	42	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	子ども未来局 子ども家庭課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
42	各福祉事務所 子育て支援課		
43	子ども未来局 子ども家庭課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子ども未来局 子ども家庭課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	各福祉事務所 子育て支援課		
46	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	移転先	法令上の根拠（項番）	移転先における用途
47	各福祉事務所 生活支援課	40	ち)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
48	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
49	各福祉事務所 生活支援課		
50	市民局 市民自治推進課	48	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
51	保健福祉局健康福祉部 健康づくり推進課	49	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
52	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課		
53	市民局 市民自治推進課	50	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
54	市民局 市民自治推進課	53	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
55	総務局 人事課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
56	子ども未来局 子ども家庭課		
57	各福祉事務所 子育て支援課		
58	保健福祉長寿局健康福祉部 保険年金管理課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
59	各区役所 保険年金課		
60	保健福祉長寿局健康福祉部 福祉総務課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
61	各福祉事務所 生活支援課		
62	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課	64	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
63	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課	65	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
64	保健福祉長寿局健康福祉部 介護保険課	68	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
65	各福祉事務所 高齢介護課		
66	市民局 市民自治推進課	69	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
67	保健福祉長寿局保健衛生医療部 感染症対策課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
68	保健福祉局健康福祉部 健康づくり推進課	76	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

No.	移転先	法令上の 根拠（項番）	移転先における用途
69	保健福祉局保健衛生医療部 静岡看護専門学校	81	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学 資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	保健福祉局保健衛生医療部 清水看護専門学校		
71	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法 律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
72	保健福祉長寿局健康福祉部 障害者支援推進課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十 七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
73	保健福祉長寿局健康福祉部 地域リハビリテーション推進センター		
74	保健福祉長寿局保健衛生医療部 精神保健福祉課		
75	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所清水支所		
76	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課		
77	各福祉事務所 生活支援課		
78	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課	85	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）によ る特別遺族給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
79	総務局 職員厚生課	86	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平 成十九年法律第百四号）による文書の受理及び送付又は保有情報の提供 に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	総務局 職員厚生課	93	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
81	子ども未来局 子ども家庭課	94	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どもの ための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの
82	各福祉事務所 子育て支援課		
83	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所総務課	98	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号） による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの